

薬生食輸発0118第1号
令和4年1月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産シソクサのイプロベンホス及びヘキサコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年1月14日付け薬生食輸発0114第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産シソクサからイプロベンホス及びヘキサコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産シソクサのイプロベンホスについては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

別添1のベトナムの項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|------------------------|----|--------------------------------|-------------|---|--|
| シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。) | | イソプロチオラン トリシクラゾール ルフェヌロン | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオラン、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるルフェヌロンが検出されるおそれがあるため。 |

を

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|------------------------|----|---|-------------|---|---|
| シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。) | | イソプロチオラン イプロベンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール ルフェヌロン | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオラン、 <u>基準値(0.01ppm)を超えるイプロベンホス</u> 、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール、 <u>基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるルフェヌロン</u> が検出されるおそれがあるため。 |

に改める。